

つるが子ども食堂ネットワーク規約

第1条（会の目的）

本会は、敦賀市内の子育て家庭を応援し、食を通じた地域の居場所づくりに取り組む敦賀市内の子ども食堂などの団体の相互の情報交換、また、敦賀市内で運営されている子ども食堂の活動を継続的かつ安定的に根付かせ、その輪を広げることを目的とし、地域の関係団体や企業などとの連携を促進することを目指す。

第2条（名称）

本会の名称は、「つるが子ども食堂ネットワーク」とする。

第3条（事務局所在地）

本会の事務局は、福井県敦賀市津内町2丁目10番31号 一般社団法人青空に置く。

第4条（組織・構成員）

1. ネットワークの構成は敦賀市内のこども食堂・地域食堂（注1）の運営に関わるものとする。
2. 反社会的勢力組織、また政治的活動、宗教的勧誘、営業を目的とするものは認めない。
（注1：無料または低額で食事を提供している団体・個人を総称する）

第5条（活動内容）

1. 敦賀市内のこども食堂同士の交流、情報発信、情報共有。
2. フードドライブ・フードパントリー活動。
3. 敦賀市内のこども食堂立ち上げ支援。

第6条（事業）

本会は、次の事業を行う

- 1 会員団体の情報交換会の定期的な開催
- 2 その他、運営会議が必要と認める事業

第7条（役員）

- 1 当会に以下の役員を置く。
 - (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名

(3) 運営委員 若干名

(3) 監事 若干名

役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 当会の役員は、会員の互選により選出する。

第8条（役員の仕事）

1 代表は会を代表する。

2 運営委員は、運営会議を組織する。

3 監事は、会の業務及び会計を監査する。

第9条（総会）

1 年に1回、本会の総会を開催する。

2 総会は、運営会議が招集する。

3 運営会議は、総会において、会計報告をする。

第10条（運営会議）

1 運営会議は、役員が必要に応じて招集する。

2 運営会議は、会の運営に関する意思決定を行う。

附則

この規約は2020年3月4日から適用する。

第7条の役員については、

代表 中村 幸恵（一般社団法人青空代表）（1966年2月27日生）

副代表 栗名 哲次（1960年12月6日生）

会計 林 久子（1954年10月15日生）

監事 竹内 涼（1992年9月19日生） とする。

以上、記載内容は事実と相違ありません